

令和 8 年10月13日

質問書に対する回答

業務名 銚田市立認定こども園整備基本計画策定業務委託

No.	該当箇所	質問事項（原文）	回答
1	仕様書 10その他 (4) 中立性及び利益相反	基本計画策定業務を請負った業者は今後の基本設計及び実施設計の受注への参加は可能ですか	本業務の受託者であることのみを理由として、後続する基本設計又は実施設計業務への参加を一律に禁止するものではありません。 なお、実施要領15（5）に記載のとおり、後続業務の発注方式及び業務内容に応じ、利益相反の防止及び公平性の確保のため、必要な条件を別途定める場合があります。
2	実施要領 4 参加資格要件 〔※2〕 類似業務	「保育所」について、児童福祉法に基づく小規模保育事業として認可された定員19名の小規模保育園の新築に係る建築設計業務（基本設計及び実施設計）は、類似業務の実績に含まれますでしょうか。	小規模保育事業として認可された施設の新築に係る建築設計業務は、基本設計又は実施設計を含み、平成28年4月1日以降に履行を完了したものであれば、類似業務の実績に含めます。
3	実施要領 5 参加申込方法等 (3) 提出書類等 評価要領（抜粋） 3 客観評価 (1) 評価項目及び配点の明細	用途変更や内装改修が実績として認められる場合、新築よりも評価点が低くなることはありますか？	同種業務又は類似業務に該当する場合は、用途変更又は内装改修であることのみを理由として、新築に係る業務より評価点を低くすることはありません。評価点は、評価要領（抜粋）3（1）に基づき算定します。 なお、同種業務又は類似業務への該当性は、実施要領4〔※1〕及び〔※2〕に基づき、提出された仕様書等の内容により判断します。

No.	該当箇所	質問事項（原文）	回答
4	実施要領 5 参加申込方法等 (3) 提出書類等	実績については、平成28年4月1日以降に設計が完了していれば竣工してなくてもよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。平成28年4月1日以降に設計業務の履行が完了していれば、対象施設の建設工事が竣工していなくても実績の対象となります。
5	実施要領 5 参加申込方法等 (3) 提出書類等	2の場合、確認資料は確認済証でよろしいでしょうか？ ※「2の場合」は、本回答書のNo.4に記載の、設計業務が完了し、建設工事が竣工していない場合を指します。（市補足）	確認済証を確認資料の一部として提出することは差し支えありません。ただし、確認済証のみでは設計業務の履行完了を確認できないため、実施要領5（3）③に記載のとおり、業務内容及び履行完了等を確認できる資料を併せて提出してください。